

制度	質問	答え
【セイフティープラン】	エムアイカードで引き落とされる毎月の掛金はいつ頃確認できますか？	毎月5日頃にエムアイカードのWEB請求明細に詳細が掲載されます。(前月末までは請求明細が表示されません。)
	病気やケガで長期間休む場合、医療給付制度以外に何か補償してくれる制度はありますか？	L会員には全員加入のGLTD(団体長期障害所得補償制度)の制度があります。 病気やケガで長期間働けない時に最長60歳まで月額5万円の給付が支払われます。働けない状態が545日以上継続した場合、該当者に引受保険会社よりご案内いたします。ただし、任意加入のGLTD(L会員・S会員とも)にご加入の方の場合は、ご自身で(株)エムアイカードへご連絡ください。 連絡先：(株)エムアイカード 保険担当 内線：804-2534 / 外線：0120-881-100 受付時間 午前10時～午後5時(土曜・日曜・年末年始を除く)
	住所が変わりました。保険の変更手続きはどのようにすればよいですか？	【任意加入生命共済制度・上乘せ型医療共済制度】 ご所属の各社人事担当へ所定の手続きをされると共済会登録内容も後日自動で変更となります。 【その他の保険(がん補償制度・GLTD・個人賠償補償制度・携行品補償制度・団体総合補償制度)】 ・新規加入・変更募集期間(春・秋)…申込用紙に変更内容を記載してご提出ください。 ・募集期間外…取扱代理店の(株)エムアイカード保険営業担当へご連絡ください。 (株)エムアイカード 保険担当 内線 804-2534 / 外線 0120-881-100 受付時間 午前10時～午後5時(土曜・日曜・年末年始を除く) ※いずれも、カードの登録情報とは連動しておりません。 お手数ですが、上記お手続きとは別に(株)エムアイカードへご連絡していただき、カード登録情報の変更手続きもお願いいたします。
	セイフティープランの保険は控除対象になりますか？	任意加入生命共済制度と上乘せ型医療共済制度は自家共済制度のため、控除対象外です。 GLTDおよびがん補償制度、団体総合補償制度の「疾病保険金」部分は控除対象です。(※所属会社により申告用紙に印字されている場合と添付が必要な場合があります。)
	離婚をした場合、配偶者や子どもの補償はどうなりますか？	補償対象から外れますので、共済会までお申し出ください。(自動的に外れることはありませんのでご注意ください。) ※お子様の対象…L会員本人が扶養する健康保険上の子、もしくは生計を同一している子(2歳6か月を超え22歳6か月未満のお子様)
	保険の見直しをしたいのですが、どこへ相談すればいいですか？	共済会で契約しているファイナンシャルプランナーをご紹介します。共済会までお問合せください。
	退職をする予定ですが、セイフティープランは継続できますか？	保険によって異なります。 上乘せ型医療共済制度・60歳未満の方の任意加入生命共済制度・GLTDは自動脱退となります。 60歳時点でL会員の方の任意加入生命共済制度は定年以降の退職後も継続が可能です。(詳しくは共済会までお問合せください) その他の保険は、条件によって退職後も継続が可能です。詳しくは取扱代理店(株)エムアイカード保険担当(内線：804-2534/外線：0120-881-100 土曜・日曜・年末年始を除く)へご退職される前にお問合せください。

制度	質問	答え
	加入内容の変更はできますか？	既加入内容の変更や脱退は、毎年秋（9月末～11月初頃）の受付で翌年2月より変更となります。それ以外の期間での変更はできません。 退職時の手続きについては保険によって異なります。詳細は、よくある質問の「退職をする予定ですが、セーフティープランは継続できますか？」の部分をご参照ください。
	新規加入申込はどのような手続きが必要ですか？	保険によって異なります。 任意加入生命共済制度と上乗せ型医療共済制度は、毎月新規加入を受付しています。申込用紙を共済会までご提出ください。 * 申込用紙は〈セーフティープラン〉の記事からダウンロードができます。 その他の保険は春期・秋期の年2回の募集です。詳細は配布のパンフレットなどをご確認ください。
	自分の加入している保険の補償内容はどこで確認できますか？	お届けしている加入者証をご確認いただくか、問合せ窓口（共済会・取扱代理店（株）エムアイカード）までお問合せください。
	セーフティープランに任意加入しています。給付申請の手続きはどうすればよいですか？	上乗せ医療共済制度に加入されている場合は、医療共済制度の給付申請をご利用ください。 がん補償制度・団体総合補償制度に加入されている場合は、各保険会社または（株）エムアイカード保険担当までお問合せください。
	上乗せ医療共済制度の申請期限はありますか？	事由発生より2年以内に共済会までご申請ください。（医療共済制度へのご申請となります。）